

## 対策計画と南海トラフ地震防災規定の提出について

対策計画を作成すべき施設  
(防災規定によることができない施設)

- ・ 複合用途防火対象物（収容人員 30 人以上 50 人未満）
  - ・ 毒物・劇物製造、貯蔵所
  - ・ 原子炉等規制法第 3 条等の施設
  - ・ 学校、専修学校、各種学校等（50 人未満、幼稚園等は 30 人未満）
  - ・ 授産施設
  - ・ 児童福祉法第 7 条第 1 項の消防計画を作成しない施設
  - ・ 身体障害者福祉法第 5 条第 1 項の消防計画を作成しない施設
  - ・ 生活保護法第 38 条第 1 項の消防計画を作成しない施設
  - ・ 売春防止法第 36 条の婦人保護施設
  - ・ 老人福祉法第 5 条の 3、第 29 条の消防計画を作成しない施設
  - ・ 介護老人保健施設（10 人未満）
  - ・ 障害者福祉サービス事業を行う施設、地域活動センター等（30 人未満）
  - ・ 障害の重い者を入所させる障害者支援施設（10 人未満）
  - ・ 鉱山／貯木場／動物園
  - ・ 地方道路公社等が管理する道路
  - ・ 基幹放送事業、放送局設備供給役務提供事業
  - ・ 水道事業、水道用水供給事業、専用水道
- ※詳細は南海トラフ特措法施行令第 3 条をご確認ください。

《提出先》

愛媛県知事  
(危機管理課)

- 《提出物》※各 1 部
- ・ 別記様式 1 の届出書
  - ・ 対策計画書（正本）
  - ・ 添付書類

《提出先》

市町長  
(防災担当課)

- 《提出物》※各 1 部
- ・ 別記様式 2 の送付書
  - ・ 対策計画書（写し）
  - ・ 添付書類

南海トラフ地震防災規定を定めることができる  
消防計画・予防規程・危害予防規程等

- ・ 消防法に規定する消防計画又は予防規程
  - ・ 火薬類取締法に規定する危害予防規程
  - ・ 高压ガス保安法に規定する危害予防規程
  - ・ 石油コンビナート等災害防止法に規定する防災規程
  - ・ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令に定める実施基準
  - ・ 索道施設に関する技術上の基準を定める省令に定める細則
  - ・ 軌道運転規則に定める細則
  - ・ 海上運送法施行規則に定める細則
  - ・ 旅客自動車運送事業運輸規則に定める運航管理規程
  - ・ ガス事業法に規定する保安規程
  - ・ 電気事業法に規定する保安規程
  - ・ 石油パイプライン事業法に規定する保安規程
- ※詳細は南海トラフ特措法第 8 条第 1 項及び南海トラフ特措法施行規則第 3 条をご確認ください。

《提出物》

それぞれの法令で定める部数の届出書等、計画書、添付書類（正本）

《提出先》

それぞれの法令で定める提出先

《提出物》※各 1 部

- ・ 別記様式 3 の送付書
- ・ 対策計画書（写し）
- ・ 添付書類

《提出先》

市町長  
(防災担当課)